

SKET NEWS

季刊

スケッチニュース

VOL.55

2023年【春号】

contents

- 1 外国人技能実習生と特定技能外国人の受入事業適正化について
- 2 北陸道で新割引
- 3 マイページをご利用ください
- 4 自動軸重計による取締り開始

- 5 フィリピン・インドネシア視察報告
- 6 技能実習と特定技能
- 7 パスポート更新のオンライン申請開始

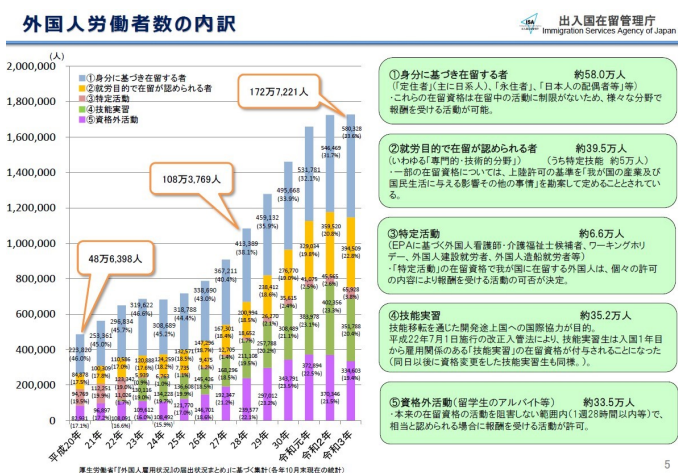


組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

外国人技能実習生と特定技能外国人の 受入事業適正化について

昨今、日本の労働人口の減少が騒がれていることは周知の事実です。特に製造現場、建設現場での就労職種では尚更、人員の確保が難しい状況になってきております。今現在は国内の労働現場では、実際のところ多種多様な職種で外国人労働者の方たちが働いていることが日本の製造現場では現状になっております。



それでは実際に、その外国人の労働者の方たちが日本において就労する為に何が必要になってくるかと申しますと、こと簡単な手続きでは日本で働くことが大変難しいということです。日本に在留し、労働することに関しては各在留資格別に在留資格の申請を出入国在留管理局(入管)に届出を行い、厳正な審査を経て就労が可能な在留資格が発行されるという仕組みとなっております。

組合員様に受け入れて頂いております技能実習生、特定技能者も在留資格の申請を経て在留許可を得、組合員様にて実習もしくは就労するという運びになります。そもそも技能実習制度(3年受入可能)が開始されたのは、今から30年前の1993年になります。始まりは研修制度(1年受入)で開始され、各業界団体および厚生労働省や専門家などが集まり会議等で見直され、現状の実習制度となっております。この30年間で実習生を受け入れる体制及び法整備が進み、制度としての成

熟度は進みつつありますが、欧米では技能実習制度自体が転職の自由もない奴隷制度であるとの見解が出ているのも事実になります。在留年数を定めたうえで、転職の自由もなく一定期間の後に帰国させる制度であることが非難されているようです。その背景には移民労働者を受け容れている欧米ならではの考え方が非常に大きな割合を占めているのだと思われます。そもそも、日本でも戦前までは移民の送り出しや移民の受け入れを行っていた過去はあります。敗戦により移民の事業自体が停止され、戦争で海外に住んでいた日本人の引き揚げ事業が開始されました。その後、高度経済成長期を迎えましたが、豊富な国内人材のおかげで海外からの積極的な人材の受け入れを実施してこなかった状況です。その後は皆様もご承知の通り、人口の高齢化が進み生産人口の割合が下がってしまい、労働力の確保に苦勞する企業や職種が増えてしまうという結果になりました。そのような背景から改正入管法が施行され、技能実習制度が確立され実習生の受け入れが開始されました。

技能実習制度及び特定技能制度の沿革



技能実習制度も開始から30年が経過し、労働環境の変化や技能実習生の意識の変化、受け入れ環境の変化、欧米からの非難や各種業界団体からの要望を受けて、技能実習制度の対象ではない職種や技能実習満了後の人材の受け入れ確保、また技能実習に代わる制度とし

て開始された制度が特定技能制度となります。2019年に再度改正入管法が施行され、特定技能という新しい制度が開始されました。こちらの特定技能制度では、技能実習で受け入れることが出来なかった職種や、技能実習3号満了後の人材を継続して日本で雇用することが出来るという全く新しい制度となりました。立場も実習生ではなく、労働者であるという形になり労働力の需給の調整としても活用できるようになりました。特定技能になることによって転職の自由が認められ、受け入れ企業にも特定技能者を引き留めるだけの企業努力が必要になってきております。純粋に日本人労働者が不足している状況で、外国人労働者に頼らざるを得ないというのが今の日本の姿です。

ただ、特定技能制度にも制限が設けられており、特定技能1号、特定技能2号で在留資格に付随する要件が変わっています。特定技能1号では原則として家族の帯同は認められていないのに対して、特定技能2号では妻子の帯同は認められています。さらに特定技能2号は永住権申請の要件にも該当しますが、特定技能1号は該当

しません。しかしながら、2023年現在で特定技能2号へ移行できる産業分野は建設分野、船舶分野の2分野しかありません。こちらに関しましては有識者会議等で話し合いがもたれ、すべての分野で特定技能2号に移行できるように話し合いが進められている状況になります。

このような時代背景の変化を受けて、技能実習生、特定技能者に対する日本国内の受入事業の適正化が図られてきており、法整備が行われて来ている経緯があります。日本で働くことを希望して来日して、私たち日本人と同じように働いている外国人技能実習生、特定技能者が適正に受け入れられているのかを監理監督指導する為に、監理団体、登録支援機関、外国人技能実習機構、出入国在留管理庁などが日本国全体として事業の適正化に努め、今後も外国人材を長期的に受け入れていくには何が大切であるのかということを考えていくことが、これからの日本が国際競争力を維持していくには何が必要かということにも繋がってくるのではないかと考えに及ぶ次第です。

特定技能制度概要

ISA
Immigration Services Agency of Japan
出入国在留管理庁

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：108,699人（令和4年9月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：3人（令和4年9月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、
(12分野) 造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受け入れ可)

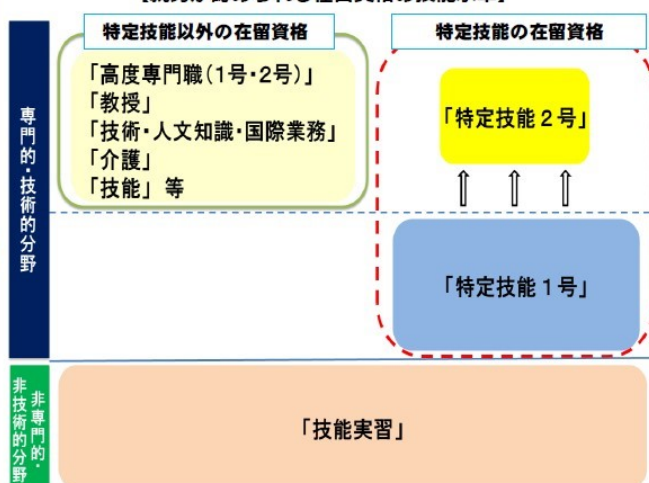
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
需給調整	受入れ見込み数（上限あり）

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



北陸道で新割引「フリータイム通勤パス割引」を試行

NEXCO中日本金沢支社は2023年2月3日、ETC割引制度「フリータイム通勤パス割引」を北陸道の一部区間にて、4月1日から試行すると発表しました。

事前登録で指定した区間の利用料金を、月初から月末までの1か月間、曜日や時間帯にかかわらず、最大50%割引く制度です。4月から当面3か月間を対象に、各月先着順で計1000名のモニターを募集。3月1日からNEXCO中日本のウェブサイトで受付を開始するとい



美川ICも新たな割引の試行区間（石川県白山市、NEXCO中日本提供）

今回は、北陸道の片山津IC～金沢東IC間（石川県）が試行区間として選ばれました。この区

間を通常利用した場合は普通車で1,230円かかります。「フリータイム通勤パス」は、その10回分に相当する1万2,300円で「販売」され、その2倍にあたる2万4,600円が「利用可能額」とされます。

1日3回まで利用でき、利用可能額を越えても、月内であればその都度、1日3回まで通常料金から50%割引が適用されるようになります。ただし、同日内の4回目以降の利用については、割引適用なしの通常料金が別途請求となります。

つまり、「10回分の通行料金を事前に支払えば、1日3回までは、月末まで同区間内を半額で利用できる」というわけです。ただし対象期間内に利用可能額に達しなかった場合、利用可能額の繰り越しはできません。区間を指定してパスを購入する点は、鉄道などの通勤定期券に近いものといえるでしょう。

■平日朝夕割引の代替策としての検討が見込まれる。

NEXCO中日本金沢支社はフリータイム通勤パス割

引について、従来の「平日朝夕割引」を区間限定で拡張したものとしています。

平日朝夕割引は、平日朝6～9時、17～20時（各時間帯に1回のみ）における地方部の高速道路（東京・大阪近郊は対象外）の料金を月の利用回数に応じて約30～50%割引くもので、今回のように区間指定はありません。また、割引は翌月20日にETCマイレージサービスの還元額（無料通行分）として付与され、マイレージサービスへの登録も必須です。

「平日朝夕割引は、渋滞緩和効果が限定的で、適用時間帯は一般道含めて混雑しているという指摘がありました。そのような特徴が実際に見られるほか、一般道が並行して高速道路への転換が容易という面から、当区間（北陸道 片山津～金沢東）が試行区間として選ばれました。往復の通勤と、1回は買い物などで下りることを想定して、1日3回までとしています」

（NEXCO中日本金沢支社）

なお、割引は後日適用のため、出口料金所の通過時は通常料金（休日割引や平日朝夕割引などのETC時間帯割引が適用される場合は、その割引後の料金）が適用されます。指定区間外をまたがって利用する場合、指定区間内はフリータイム通勤パスの50%割引が、区間外については有効なETC割引が適用されます。利用日時・頻度によっては、指定区間内もフリータイム通勤パスを利用しない方が安価な場合があるということです。



■難しいとされてきた高速道路の「通勤定期」となりうるか。

従来、高速道路で鉄道のような通勤定期券を設定するのは難しい、とされてきました。というのも、「利用回数に制限のない定期券は、現金やETC割引をご利用されるお客さまとの間に著しい不公平が生じる」（NEXCO西日本ウェブサイトの説明）とされているからです。

それでも通勤定期を望む声があることから、代替として2005（平成17）年1月、ETC専用の「通勤割引」が設定されました。これは現在の平日朝夕割引と時間帯などは同じ条件で、午前と午後1回のみ、料金を50%引きにしていました。しかし、時間と回数でしか縛らないので、たまたま旅行で通った人などにも適用されてしまうことから、2014（平成26）年にETCマイレージサービスを活用した平日朝夕割引に改められたという経緯があります。

今回は、国の委員会で平日朝夕割引も含めた各種割引の見直しを進め、その結果を受けての試行となります。

国交省の担当者は以前の取材時、コロナ以降で人々の通勤時間が変化し、時間帯限定では必ずしも通勤で多く利用している人が割引を享受できなくなっている、と話していました。しかし、定期券のような乗り放題の制度では、利用頻度の差が人により大きくなる点を、やはり課題として挙げていました。

今回打ち出されたフリータイム通勤パス割引は、時間に縛られなくなるものの、区間を指定し、ある程度の多頻度でないと割引を享受できない制度にすることで、従来の割引と「通勤定期」的なものの中間の利便性を目指した商品といえそうです。NEXCO中日本金沢支社によると、3か月の試行結果を受けて、制度の変更や区間の拡大が検討されていくとしています。

<https://trafficnews.jp/post/124180>



東西商工マイページをご利用ください

弊組合では、組合員皆様のますます複合化する日常業務の簡素化、業務時間の短縮と併せ、さらなるコスト低減策を検討推進しております。

WEB請求書・CSVデータは東西商工マイページからダウンロードできます。

安心！ 誤送、遅送や社内での紛失などのリスクを回避！

早い！ 郵送を待つ必要がなく、月次処理が早くできます。

楽々！ 過去の請求書明細データもすぐに閲覧でき、確認、分析もあっという間！

是非このサービスをご活用いただき、組合員皆様の事業活動の向上にお役立てください。



※東西商工 マイページご利用につきましては、事前のご登録が必要になります。

2023年4月1日からの高速道路機構による自動軸重計を活用した指導取締りの開始について

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構では、今般、高速道路等でも従来の料金所等での指導取締りとあわせて、自動軸重計を用いた指導取締りを開始し、事業者に対する法令遵守の意識の徹底と道路構造の保全と交通の危険防止を強化するとのことです。

【対象路線】 東・中・西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）が管理する高速道路が対象

【取組内容】 2023年4月1日以降に、自動軸重計により高速道路等を通行した違反車両の実態を把握し、違反を繰り返す事業者に対しては、警告及び是正指導を行い、警告及び是正指導を繰り返し受けたうえで更に違反走行をした事業者に対して、是正指導内容等の公表、特殊車両通行許可の取消し、告発等を行う、としています。



フィリピン・インドネシア視察報告

2022年5月から、隔離なしでの出国が再開され、コロナ後の視察や面接が再び行われています。以前はベトナムが多かったのですが、最近はフィリピンとインドネシアの送り出し機関の視察が行われています。インドネシアについては、3か月ぶりの2回目となります。

まず、フィリピンでは、ビルメンテナンスの会社の面接に同席しました。フィリピンからの実習生送り出し実績は古く、弊組合でも中国に次いで受け入れを開始



した国の一つです。平均年齢が若く、受け入れ開始から10年以上が経っ

ても、その力は変わっていません。ただ、フィリピンという国は全世界に対する労働者の送り出し大国であるため、日本を特別視しておらず、海外労働の選択肢の一つとして捉えています。フィリピン人からすると、日本はいい国だが、日本語のために時間と努力をかけるよりも、英語が通じる中東で働いた方が楽ということです。また、実習生を含めた海外労働者は、「POEA」（フィリピン海外雇用庁）の認可を取る必要があります。さらに日本の場合、「POLO」（駐日フィリピン大使館海外労働事務所）への手続きも必要のため、申請書類作成が煩雑で、時間がかかることがあります。また、日本の企業側が8万円ほどの事前教育費を負担する仕組みになっています。

フィリピン人実習生の魅力は、なんといっても英語ができることです。会社に1人でも英語ができる人がいれば、ある程度意思疎通が可能です。人口ピラミッドを見る限り、今後しばらくは変わらずに募集はが可能と思われます。

一方のインドネシアに関しては去年に引き続き2回目の訪問となります。今回はジャカルタから車で3時間のインドネシア第3の都市バンドンを訪問しました。この地はオランダの植民地時代に政治・経済・文化の中心地の1つとして発展し、標高が高く快適に過ごせる住環境であったことから、ジャワのバリと呼ばれています。大学が多く、学園都市でもあります。

今回インドネシアの方々について感じたのは、人懐っこい人が多いという事です。人との距離は近いのに互いに無関心な部分がありながら、遠巻きにちゃんと見てる感じのベトナム人とは異なります。

また出張中、太平洋戦争での残留日本兵の血筋の方とお話しする機会もありました。残留日本兵の方々は、日本軍撤退の後で再度攻めて来たオランダ軍と戦い、インドネシア独立のために功績を立てたとのことで、歴史の中に日本とインドネシアのご縁を感じました。

インドネシアはイスラムを中心とした生活共同体で、各地のモスク巡礼が推奨される事からか、旅が好きな人が多いようです。また、一生に一度は聖地メッカへの大巡礼が義務付けられているので、メッカに行ったことがあるという人の思い出話や、いつか行ってみたいと思いを馳せる人の話も聞けました。

砂漠が無いイスラム国家、そこに住む人々に新たな可能性を感じて帰国しました。（当組合 代表理事）



技能実習と特定技能

外国人技能実習法が2017年11月に施行されて5年が、また特定技能外国人制度が入管法の改正により2019年4月に導入されて3年が、それぞれ経過しました。このため、政府は2022年11月に、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に、官民の有識者15名から成る「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（座長；田中明彦JICA理事長）を設置しました。有識者会議は、両制度の在り方について議論を行ったうえで、今年春をめどに中間報告、今年秋をめどに最終報告を行う予定です。

技能実習と特定技能は、途上国から外国人材を受け入れる点で共通していますが、制度の目的とルールが異なります。技能実習は途上国の人材育成が目的であり、技能実習機構（OTIT）が個別実習生の技能実習計画を認可し、計画の実施状況を監視します。一方の特定技能は人手不足の解消が目的であり、OTITではなく入国管理庁が個別の支援計画や雇用契約を審査し、在留許可を与えます。制度の目的は異なるものの、特定技能の大半が技能実習2号の修了者であることから推察されるように、両制度の関係は密接です。

技能実習については、制度の目的と受入れ実態の乖離、一部の実習実施者による労働法令違反などの人権侵害や失踪等の問題が、かねてから指摘されてきました。日本語能力育成費用の問題もあります。有識者会議でもこれらの問題点が議論的的となっています。監理団体の認可数が法施行後5年間に大幅に増えたことから、今後の制度の在り方として、人材育成を目的とする技能実習法の基本的な仕組みは変えないものの、法の運用において、監理団体や実習実施者の責任が、今後も厳しく問われることになりそうです。

特定技能での在留する外国人数は、昨年末の速報値で13万人を超えました。昨年1年間で2.6倍という急増ぶりです。技能実習生はコロナ禍の影響で新規入国が一時

停止されたため、昨年6月末で33万人弱とコロナ前の40万人の水準には戻っていません。これに対し、特定技能は日本に在留する外国人が一定要件を満たせば、特定技能に切り替えることができるので、コロナ禍の影響が少ないものと思われます。産業分野別では、飲食品製造が全体の1/3を占め、これに製造業、農業、介護、建設が続いています。

近い将来、技能実習と特定技能は規模が拮抗したものになるでしょう。2022年8月の特定技能の分野別運用方針の改正で、建設業の業務区分が建設、土木、設備の3つに統合され、建設分野の技能実習25職種すべてに対応して、特定技能外国人を受け入れることが可能となりました。両制度それぞれに一長一短はあります。途上国の急速な成長により、日本で働く魅力が低下する可能性もあります。それでも、今後の日本の労働力供給にとって、技能実習と特定技能は、ともに重要な役割を果たし続けることが期待されます。（当組合 顧問）



※編集部追記
本原稿出稿後、有識者会議にて4月中

間報告の素案（たたき台）が提示され、マスコミ各社から『技能実習制度廃止へ』という文字が踊りましたが、これはあくまでたたき台で有識者会議として合意を得た物ではありません。また、たたき台の内容をよく見ますと、「人材育成機能を維持しつつ、人材確保を制度目的に加える。」、「人材育成に由来する転職制限は残しつつ、労働者の権利として、転職制限を緩和する事は避けられない。」、「監理団体や技能実習機構は維持する」とありますので、「廃止」というよりも「制度改正」の色合いが強くなっています。いずれにしても正式な中間報告について、組合としても引き続き注目して参ります。

パスポートの更新がスマホで可能に 2023年3月27日からオンライン申請がスタート！



制度の概要について

令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの更新の申請がオンラインでできるようになりました。オンラインの手続きには、政府が運営するマイナポータルとマイナンバーカードを利用します。これまで、紙の申請書による申請では、申請時と受取時の合計2回窓口へ出向く必要がありましたが、オンラインで更新申請を行えば、受取時の1回のみ窓口に行けばよいことになります（なお、これまでどおり紙の申請書でも申請できます）。

パスポート更新のオンライン申請が利用可能な対象者について

パスポート更新の申請がオンラインでできるのは、次の2つのパターンのうち、いずれかに該当する場合です。

利用可能なパターン1：パスポートの残存有効期間が1年未満となった場合

パスポート更新の申請は、有効期間が1年未満となったときから行うことができます（お手持ちのパスポートの有効期間は、パスポートの顔写真のページに記載されている「有効期間満了日／Date of expiry」でご確認ください）。

利用可能なパターン2：査証欄の余白が見開き3ページ以下になった場合

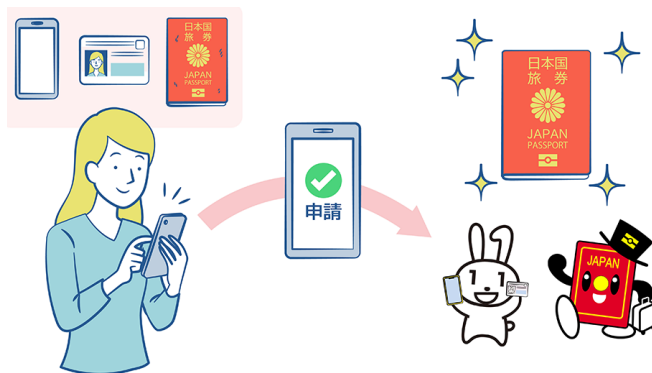
有効なパスポートの査証欄（ビザの貼りつけや入国スタンプの押印に使われるページ）の余白が残り見開き3ページ以下になった場合にも、新たな旅券の申請が可能です（元のパスポートと有効期間満了日が同じ、新しいパスポートを、通常よりも低い手数料で取得することもできます）。

注意！

初めて申請する場合、お手持ちのパスポートが既に失効している場合、戸籍上の氏名や本籍地に変更があった場合などは、オンライン申請の対象外です！

パスポートは戸籍に基づき発給されますので、初めての申請や、前回のパスポートが既に失効している場合、あるいは、結婚などで氏名や本籍地が変わった場合の発給申請では、6か月以内に取得した戸籍謄本の提出が必要になります。

（参照：政府広報オンライン）



編集後記

春四月、新年度の始まりです。真新しいランドセルを背負った新入生や、着慣れないスーツに緊張した面持ちで電車を待っている新入社員。その様子を見ては、「気持ちを新たに頑張ろう」という気持ちになります。また、コロナの規制も緩和により、様々な分野でコロナ禍前に戻りつつあることも感じられます。今年度も組合員の皆様に紙面を通して様々な情報を提供できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（表紙の写真：京都 平安神宮の桜 組合員撮影）

TSK

東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>